

京都市告示第 78 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり法第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 2 年 4 月 21 日

京都市長 門川 大作

- 1 申請者  
一般社団法人日だまり工房（代表理事 浦 初美）
- 2 申請者の主たる事務所の所在地  
京都市伏見区撞木町 1 1 5 5 番地 3
- 3 事業所の名称  
日だまり工房
- 4 事業所の所在地  
京都市伏見区撞木町 1 1 5 5 番地 3
- 5 指定する事業の種類  
就労継続支援 B 型
- 6 指定年月日  
令和 2 年 4 月 13 日
- 7 事業所番号  
2 6 1 0 9 8 2 4 2 9

(保健福祉局障害保健福祉推進室)